道銀Web専用口座〔スマートLeaf〕(普通預金)規定

1. 通帳の不発行

普通預金を開設するにあたっては、「普通預金規定」にかかわらず通帳は発行しないものとします。

2. 通帳不発行にかかる特約

- (1) 本契約では必ずキャッシュカードを発行します。
- (2) 本契約では預金者は必ず「道銀ダイレクトサービス」を登録するものとし、普通預金の残高・入 出金明細等は「インターネットバンキング」の照会サービスにより確認するものとします。(定期的 なお取引明細の送付等は行いません。)
- (3) 預金者が取引明細書の発行を希望する場合は、当行所定の手数料を支払うものとします。
- (4) この預金口座からの払出しを店頭窓口でする時は、当行所定の払戻請求書に口座番号、氏名、払 戻し金額を記入のうえ届出印章の押印をし、この預金口座のキャッシュカードおよび預金者本人を確 認できる当行所定の書類を店頭窓口に提示するものとします。
- (5) この預金口座への入金を店頭窓口でする時は、当行所定の入金票に口座番号、氏名、入金金額を記入のうえ、この預金口座のキャッシュカードを店頭窓口に提示するものとします。
- (6) 上記の場合のほか、預金規定等により通帳の提出が必要な取引を行う場合は、当該預金規定に定める通帳に代えて、当該預金のキャッシュカードおよび預金者本人を確認できる当行所定の書類を店頭窓口に提示するものとします。

3. 特約の解約

上記2の特約に違反した場合次の一つにでも該当した場合には、当行は預金者に通知することなく 上記2の特約を解約することができるものとします。この特約が解約された場合は、解約日から普 通預金規定のみが適用されるとともに通帳が発行されるものとします。

- (1) 「道銀ダイレクトサービス」を解約した場合
- (2) 上記2の特約に違反した場合

4. 規定の準用

- (1) 本規定に特段の定めがない場合は、「普通預金規定」、「キャッシュカード規定」、「デビットカード規定」、「道銀ダイレクトサービスご利用規定」を準用するものとします。
- (2) 本規定、「普通預金規定」、「キャッシュカード規定」、「デビットカード規定」、「口座振替依頼書電子受付サービス取引規定」および「道銀ダイレクトサービスご利用規定」の内容が両立しない場合は、本規定が優先的に適用されるものとします。

以上

(2020年8月1日現在)